

吹田市生活保護システム再構築（標準化対応）業務
提案募集要項

令和6年6月28日（金）

吹田市 福祉部 生活福祉室

(業務等の概要)

1 業務等の概要は次に掲げるものとする。

(1) 件名

吹田市生活保護システム再構築（標準化対応）業務

(2) 目的

本市生活福祉室で利用している生活保護システム（以下「現行システム」という。）の仕様と標準仕様の差異の解消や、標準準拠システムへの移行方法（①共通基盤上で標準準拠システムに移行してからガバメントクラウドに移行、②ガバメントクラウド上に現行システムを移行してから標準準拠システムに移行、③標準準拠システムへの移行とガバメントクラウドへの移行を同時に行う）の決定、現行システムで活用している電子決裁及び電子ファイリング機能と同等の機能の効果的な活用方法、導入後の運用保守方法及び保守金額など、検討すべき課題が多数あるため、システムの開発・運用実績のある事業者からこれらの課題の解決策を含めた標準準拠システム導入に関する提案を受け、総合的に評価したうえで最も適切な者を当該業務の委託候補者として選定することを目的とする。

(3) 内容

標準準拠システムをパッケージソフト等によって再構築すること。また、現行システムからのデータ移行を実施すること。この際、現行システムに搭載されている電子決裁機能及び電子ファイリング機能と同等の機能の効果的な活用方法の提案及び追加提案を受け、業務効率化を目指す。

(4) 契約期間

令和6年8月30日から令和8年3月31日まで

(5) 実施場所

吹田市役所及び本市と協議の上決定した場所

(6) 提案限度額

18,946,400 円（消費税及び地方消費税額を含む）（令和6年度～令和7年度総額）
（年度別内訳）

令和6年度 0 円

令和7年度 18,946,400 円（消費税及び地方消費税額を含む）

(7) 再委託

再委託における規則を以下に記載する。なお再委託を行う際に必要となる書類は、契約時に取り交わすこととする。

ア 事業者は、原則として委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、あらかじめ吹田市の承諾を得た場合は、この限りではない。

イ 事業者は、前項の規定により再委託の承諾を得ようとするときは、再委託先の

- 名称、再委託する理由、再委託して処理する内容並びに再委託先に対する履行状況の管理及び監督の方法等を明確にした書面により、申請しなければならない。
- ウ 前項の規定による申請を受けた吹田市は、その承諾の可否を書面により事業者に通知しなければならない。なお、承諾をしない場合は、当該承諾をしない理由を具体的に記載するものとする。
- エ 再委託の承諾を得た事業者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、吹田市に対して、本業務に係る再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- オ 事業者は、再委託先に対して、その履行状況を管理及び監督するとともに、吹田市の求めに応じて、管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- カ 事業者は、再委託先が、吹田市暴力団の排除等に関する条例（平成24年吹田市条例第50号）第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴取し、吹田市に提出しなければならない。
- キ 事業者は、吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者及び次の（ア）～（オ）に該当する者を再委託先としてはならない。
- （ア）役員等（再委託先が個人である場合にはその者を、再委託先が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時業務の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。）又は経営に事実上参加している者が暴力団員であると認められるとき。
- （イ）役員等又は経営に事実上参加している者が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- （ウ）役員等又は経営に事実上参加している者がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- （エ）役員等又は経営に事実上参加している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- （オ）再委託先が（ア）から（エ）までに規定する行為を行う者であると知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ク 事業者が入札参加除外措置を受けている者又は2（7）キ（ア）～（オ）に該当する者を再委託先としていた場合は、吹田市は事業者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

ケ 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、事業者が負うものとする。

(8) 提案募集事務局（問い合わせ先）

吹田市福祉部生活福祉室

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所低層棟1階117番窓口

※ただし、令和6年7月22日（月）から低層棟3階321番窓口に変更予定

電話連絡先 06-6384-1335

ファックス 06-6368-7348

電子メール seifuku@city.suita.osaka.jp

(参加資格)

2 本プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての条件を満たす単一の企業又は2者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。なお、単一の企業又は企業連合体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の企業連合体の構成員になることができない。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

なお、下記の(1)～(6)については企業連合体における全ての構成員が満たしていることとする。(7)、(8)については、企業連合体の中で1者以上の構成員が満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続き開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) ISO27001認証又はプライバシーマーク認証を取得していること。
- (7) 生活保護業務用の標準準拠システムを開発中もしくは開発が完了しており、かつ、過去に生活保護業務用のシステムを導入した実績を有すること。
- (8) 上記(7)の業務にてプロジェクトマネージャー又はプロジェクトリーダークラスとして従事した実績を有する人員を、プロジェクトリーダーとして本業務に従事

させることができること。

(スケジュール概要)

3 委託事業者選定スケジュールは次のとおりとする。

項目	日程等
市報すいたへの 委託事業者募集案内掲載	令和6年7月号
本市ホームページへの 募集要項・応募様式掲載	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月16日(火)まで
募集に関する質問受付期間	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月9日(火)まで
質問に対する回答掲載	令和6年6月28日(金)から随時更新
参加表明、資格審査 及び関係書類提出期間	令和6年6月28日(金)から 令和6年7月16日(火)午後4時まで
参加資格の通知	令和6年7月22日(月)
提案書等の提出期間	令和6年7月22日(月)から 令和6年7月31日(水)午後4時まで
選定委員会	令和6年8月7日(水)
選定結果の通知	令和6年8月下旬
契約締結	令和6年8月30日(金)

(募集要項の配布期間及び配布方法)

4 提案募集関係書類の配布期間及び配布方法は次のとおりとする。

(1) 配布期間

令和6年6月28日(金)から令和6年7月16日(火)まで

(2) 配布場所

吹田市ホームページ(トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和6年度(2024年度)プロポーザル実施案件→吹田市生活保護システム再構築(標準化対応)業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について※)に公開する。

※<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/1034527.html>

(3) 配布方法

事業者が関係書類をダウンロードすることにより配布される。

(質問の受付及び回答)

5 プロポーザルに関する質問の受付及び回答に関しては、次のとおりとする。

(1) 受付期間

令和6年6月28日（金）から令和6年7月9日（火）

(2) 受付方法

質問がある場合は、質問票（様式第9号）に記入し、提案募集事務局まで電子メールで送信すること。電子メール送信後、必ず提案募集事務局へ、土曜日、日曜日を除く市役所の開庁時間に、電話連絡し事務局による受信を確認のこと。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む）の質問に対しては回答しない。

質問の内容により、業者選定に公平性等が保てない場合は回答しないことがある。

(3) 回答方法

令和6年6月28日（金）から、質問に対する回答を本市ホームページ（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和6年度（2024年度）プロポーザル実施案件→吹田市生活保護システム再構築（標準化対応）業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について※）で随時公表する。なお、遅くとも令和6年7月10日（水）中にはすべての質問に対する回答を掲載する。

※<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/1034527.html>

（参加の手続き）

6 参加表明、資格審査及び関係書類提出期間に関しては、次のとおりとする。

(1) 提出書類等

ア プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務従事者調書（様式第3号）

エ 類似業務実績調書（様式第4号）

オ セキュリティ認証の写し

カ 委任状（様式第5号）

キ 企業連合体構成表（様式第6号）※

ク 企業連合体委任状（様式第7号）※

ケ ア～クの電子データ（PDFファイル形式で保存したUSBフラッシュドライブ等の電子媒体）

※企業連合体で提案する場合に提出すること

(2) 提出期間及び提出方法

令和6年6月28日（金）から令和6年7月16日（火）午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）来庁による提出又は郵送による。

なお、来庁による提出の場合は、事前に電話連絡のうえ、午前9時から午後5時

までに提出のこと。ただし、最終受付日7月16日（火）は午後4時までとする。

郵送による提出の場合は、事前に電話連絡のうえ、提出期間内に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出のこと。郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことに異議を申し立てることはできないものとする。

また、提出書類の分割提出は可能だが、提出期限内に必要な書類の全てが提出されない場合、応募は無効とする。

(3) 提出先

提案募集事務局

(4) 提出部数

1部

左上をステープラーで止めるかファイリングを行い、項目別にインデックスを付けたものを提出すること。

(参加資格の確認及び通知)

7 提案募集事務局は、プロポーザル参加表明書を提出した者（以下「参加事業者」という。）について、本実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を参加事業者全員に対して通知し、参加資格がない旨を通知する者に対しては、その理由を付けて通知する。

(1) 通知日

令和6年7月22日（月）

(2) 通知方法

電子メールにより通知し、その後書面による通知を行う。

(3) 参加資格がない旨を通知された場合に説明を求める場合の取扱い

ア 提出期間

令和6年7月22日（月）から令和6年7月31日（水）午後4時まで

イ 提出方法

提案募集事務局へ任意の様式による書面を電話連絡のうえ、事務局に持参し提出すること。

ウ 回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して令和6年8月1日（木）（発送予定）書面の郵送により回答する。

(4) 参加表明後の辞退

参加申込者は、辞退する場合には、速やかに辞退する旨を任意の様式による書面を提案募集事務局に提出することとする。なお、辞退した場合においても、これを理由として本市より不利益な扱いは受けないものとする。

(提案方法及び提案の手続き)

8 提案方法に関しては、次のとおりとする。

なお、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答の中で提案した事項は、契約時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

(1) 提出書類等

ア 提案書

「吹田市生活保護システム再構築（標準化対応）業務委託事業者選定に係る評価項目と審査基準」（以下「評価項目と審査基準」という。）に定める評価項目に対する内容を提示すること。

イ 見積書（様式第8-1号）

ウ 経費積算書（様式第8-2号）

エ プレゼンテーションで使用する独自資料（任意）

オ ア～エの電子データ（PDFファイル形式で保存したUSBフラッシュドライブ等の電子媒体）

(2) 提出期間及び提出方法

令和6年7月22日（月）から令和6年7月31日（水）午後4時まで（ただし、土曜日、日曜日を除く。）来庁による提出又は郵送による。

なお、来庁による提出の場合は、事前に電話連絡のうえ、午前9時から午後5時までに提出のこと。ただし、最終受付日7月31日（水）は午後4時までとする。

郵送による提出の場合は、事前に電話連絡のうえ、提出期間内に必着とし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法により提出のこと。郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことに異議を申し立てることはできないものとする。

また、提出書類の分割提出は認めない。提出書類が提出期限内未到達の場合、応募は無効とする。

(4) 提出先

提案募集事務局

(5) 提出部数

8部

左上をステープラーで止めるかファイリングを行い、項目別にインデックスをつけたものを提出すること。

(6) 提案書の留意事項

ア 用紙のサイズはA4とし、25頁を上限とする。

イ 用紙の下部に目立つようにページ番号を付すこと。

ウ 仕様書、評価項目と審査基準を参照し、業務目的のために必要な事項を記載す

ること。特に仕様書に記載している事項については、漏れなく記載すること。
エ 仕様書以外に、本業務の効果や効率を高める独自の取組がある場合は、その提案を記載すること。ただし、その提案内容も見積の範囲に含む。

(審査の方法)

9 審査の方法は次のとおりとする。

(1) 書類審査

「吹田市生活保護システム再構築（標準化対応）業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、評価項目と審査基準に基づき書類審査を行う。

(2) 企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリング

選定委員会において、提出書類の内容に基づくプレゼンテーションとヒアリングを行う。

ア 実施予定日時

令和6年8月7日（水）

詳細時間については、後日プロポーザル参加事業者へ通知する。

イ 時間配分

各事業者の時間配分は45分（プレゼンテーション25分、ヒアリング20分）とする。

ウ 実施予定場所

吹田市文化会館メイシアター（大阪府吹田市泉町2丁目29番1号）

3階第1会議室

エ 留意事項

(ア) プレゼンテーションで使用する資料は、提出された資料のみとし、機材を用いてプレゼンテーションを行うことを可能とする。その場合、利用する機材のうち、プロジェクター（型番：EB-W05（EPSON MODEL：H840D））及びスクリーンは本市にて用意するが、パソコンは提案者にて用意することとする。

(イ) プレゼンテーションの出席者は、プレゼンテーションを行う者1名、その他補助する者2名以内の計3名以内とする。プレゼンテーションは、本業務に直接、携わる予定の者が行うこと。

(ウ) プレゼンテーションの指定日時に遅刻や欠席をしたプロポーザル参加事業者は、失格とする。

(3) 価格審査

提出された見積書について、評価項目と審査基準に基づき審査を実施する。

(4) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 契約候補者の選定時点において本実施要領の「(参加資格) 3」に掲げる資格が無い者が提案したとき。
- イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。
- ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。
- オ 「(業務の概要等) 2 (6) 提案限度額」に定める金額を超えたとき。
- カ 「(業務の概要等) 2 (6) 提案限度額」に定める金額内であるが、追加費用が発生する提案を行った場合。
- キ 2つ以上の提案書を提出したとき。
- ク その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(選定の方法)

1 0 評価及び審査の方法は次のとおりとする。

(1) 評価項目、基準及び配点

別紙「吹田市生活保護システム再構築(標準化対応)業務に関する審査項目・配点基準」のとおり

(2) 審査方法

審査は選定委員会で実施される。企画提案に対する書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング、価格審査を行い、選定委員会の各委員(以下「委員」という。)が評価点評価項目と審査基準に基づき採点した点数の合計点)による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を上位とし、最優秀提案事業者及び次点者を決定する。1位と順位付けした委員数が同数で決定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数も同数で決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として最優秀提案事業者とする。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会による合議又は多数決により決定する。

ただし、評価点(全委員の採点結果の合計点)について、満点の5割以上を獲得している者であることとする。

(選定結果の通知)

1 1 選定結果の通知に関しては、次のとおりとする。

- (1) プロポーザル参加事業者全てに文書にて選定結果を通知する(令和6年8月下旬予定)。
- (2) 最優秀提案事業者として決定されなかったプロポーザル参加事業者は、通知日の

翌日から起算して7日以内に提案募集事務局に説明を求めることができる。

(3) 最優秀提案事業者でない旨を通知された場合に説明を求める場合の取扱い

ア 提出期限

通知日の翌日から起算して7日以内（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事前に電話で連絡のうえ、提案募集事務局へ任意の様式による書面を持参すること。

ウ 回答

説明を求められた場合には、求めた者に対して書面を受付後の翌日から起算して7日以内に書面の郵送により回答する。

(契約の締結)

1 2 市は選定委員会の結果を踏まえて、最優秀提案事業者と本委託事業の契約交渉を行う。

ただし、その事業者が契約締結時まで、前記3の参加資格の各号の要件を満たしていないと市が判断した場合や辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合は、次点の事業者と契約締結の交渉を行う。

また、契約締結は、次の諸条件に合意したうえで行う。

(1) 業務内容については、プレゼンテーションの提案内容に基づき、市と協議して定める。

(2) 受託者として果たすべき責務について、誠実に履行しない場合は、市はその履行を請求する。

(3) 本事業の受託者は、吹田市財務規則（昭和39年市規則第14号）に基づき、契約保証金の納付又は保険会社との間に締結した本市を被保険者とする履行保証保険契約に係る保険証券の提出を行う。（受託者が同規則第115条の保証の免除の規定に該当する場合は除く。）

(選定結果の公表)

1 3 選定の手続や過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次に掲げる事項を福祉部生活福祉室、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページ（トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報→令和6年度（2024年度）プロポーザル実施案件→吹田市生活保護システム再構築（標準化対応）業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について※）において閲覧に供する方法により公表するものとする。

※<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/1034527.html>

- (1) 選定事業者名並びにその提案金額と評価点
- (2) 全提案事業者の名称（申込順）
- (3) 全提案事業者の評価点（得点順とし、選定事業者以外は記号（アルファベット）表示を行う。）
- (4) 審査項目・基準、配点
- (5) 選定委員会委員の役職名
- (6) 選定委員会の会議録の概要
- (7) その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

なお、提案事業者が2者の場合は、落選した事業者に配慮し、またより多くの提案を受け、競争性を向上させる趣旨から（2）は公表しない。

（失格事由）

- 1 4 提案者に次の行為があった場合は失格（選定対象からの除外）とするとともに指名停止の措置を講じる可能性がある。
 - (1) 委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - (2) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - (4) 応募提案提出書類に虚偽の記載を行うこと。
 - (5) 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - (6) その他不正行為があった場合
 - (7) 契約を履行することが困難と認められる場合

（企画提案者が1者又はない場合の取扱い）

- 1 5 企画提案者が1者の場合も審査・選定を行う。ただし、企画提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点（全委員の採点結果の合計点）について満点の5割以上を獲得していない場合又は、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数を超えた場合は提案事業者なしとする。企画提案者がいない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

（留意事項）

- 1 6 本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加

- 者としての態度を保持しなければならない。
- (2) 本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
 - (3) 本提案に係る一切の費用は、提案事業者の負担とする。
 - (4) 提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (5) 提案書等、提出期限以降の書類の差替え及び再提出は認めない。
 - (6) 提出された書類は、提案事業者に返却しない。
 - (7) 本提案に係る情報公開請求があった場合は、吹田市の保有する個人情報等保護管理要領に基づき、提出書類を公開することがある。また、本市が必要と認める場合は、事業者の事前の承諾を得ずに公開できるものとする。